ご利用者さまへのお知らせ
～使用料返金手続き（還付申請）について～

【山田ふれあい文化センター】

1、還付申請について

・**ご利用者さまの都合**にて、申請内容の**変更**（高い使用料から安い使用料に変更の場合）あるいは**取消**を還付期限までに行った場合、**使用料の半額**を返金いたします。

※申請内容の変更は申請書1枚に付き、1回までとなります

2、還付期限について

・申請内容の**変更**あるいは**取消**による還付期限は、**施設利用日**から起算して**7日前**です。**7日前**を過ぎると還付ができなくなりますので、ご注意ください。

（下図①参照）

・**施設側の都合**(暴風警報や特別警報などの発令時)にて、利用が中止された場合は、還付期限が過ぎても還付いたします。

※金額によっては手続きに数日いただく場合がございます。

※還付発生日から1カ月以内に申請いただきますようお願いいたします。

・還付期限日が休館日にあたる場合は、**休館日の前日**が還付期限となります。

※休館日が連続する場合は、**休館日初日の前日**となります。

（下図②参照）

・利用日を変更した場合は、**変更前の利用日**と**変更後の利用日**の**若い方の日付**から起算して**7日前**が還付期限となります。（下図③④参照）

3、還付申請に必要な書類

(1)**使用許可書**（お客様控え）
(2)**使用内容変更許可書**（変更時）、**使用取消届**（取消時）
(3)**使用料還付申請書**
(4)**印鑑（朱肉印以外は不可）**

※(1)は変更、取消の際お持ち下さい。(2)～(3)の用紙は窓口にてお渡しいたします。

※還付申請を行う際は必ず**朱肉印**をご持参ください。
朱肉印が無い場合は**返金ができません**ので、予めご了承ください。

還付期限例

①通常の還付期限の場合

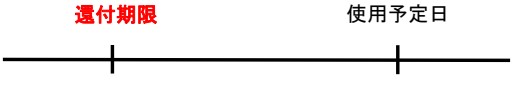

②還付期限最終日が休館日の場合
（4/23が休館日の場合）
⇒休館日の前日が還付期限最終日になる

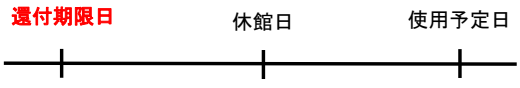

③変更前より、変更後の日付が前になる場合
⇒変更後の日付が還付期限の基準になる
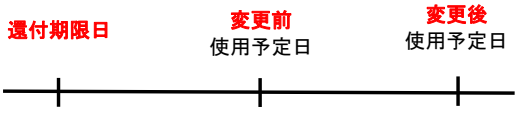
④変更前より、変更後の日付が後になる場合
⇒変更前の日付が還付期限の基準になる